

公害防止管理者国家試験準備講習会開催報告

「公害防止管理者」は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において、特定施設の区分ごとに選任することが義務付けられています。

※特定工場とは、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、騒音発生施設又はダイオキシン類発生施設を設置する工場で、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものと定められています。



【公害総論】



【水質概論】



当協会では、今年度も「水質関係 公害防止管理者国家試験」に向けた、準備講習会を開催しました。この講習会では、平成18年度から導入された「科目別合格制度」に対応すべく、全科目の受講に加えて、受講希望科目のみ選択して受講できる形式を採用しています。

講習会は、経験豊富な当協会職員が講師を務め、6月24日から26日までの3日間、茨城県産業会館研修室にて実施し、今年度は27名の方に受講いただきました。

非常に広範囲にわたる国家試験に対応するため、講義は短期集中型で行われ、各講師が最新の情報をもとに、重要なポイントを押さえた内容で実施しました。



最後になりましたが、本講習会が皆様の合格の一助となることを心より願っております。

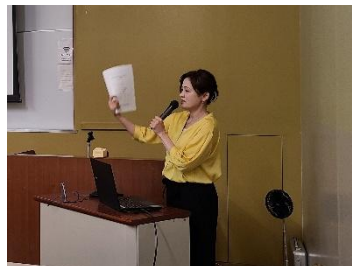
また、アンケートでお寄せいただいた貴重なご意見は、今後の講習会をより充実させるための参考とさせていただきます。



【汚水処理特論】



【水質有害物質特論】



【大規模水質特論】